

犯罪収益移転防止法施行規則の改正について (郵便物受取サービス業者関連) 改正概要説明資料

※改正内容の詳細は詳細版資料をご参照ください。

平成21年4月
経済産業省商務情報政策局サービス産業課

1. 改正の背景

- 銀行口座を介した「振り込め詐欺」は減少傾向。
- 銀行口座に代わるものとして、エクスパック等外観上内容物が判別しにくい郵便物や宅配便を利用して、郵便物受取サービス業者（私設私書箱事業者）へ送金させる手口が顕著。
- エクスパックは本来現金を入れてはいけないが、外観上内容物が判別できないため、郵便物受取サービス業者で受渡しを拒否することは事実上困難。

2. 改正の概要①

- 現金を内容とする郵便物（現金書留）や銀行等から送付された預貯金通帳等は受け取らない契約については、現行では本人確認義務の適用除外でしたが、今後は本人確認を義務化。
- あて先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号等の文言の記載がない郵便物は受け取らない契約について、本人確認義務づけの対象外とされるためには、契約書にその旨を明記することが必要であることを明文化。

2. 改正の概要②

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

改 正 後	現 行
(本人確認の対象から除かれる取引) 第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 一～十一 (略) 十二 令第八条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの イ 提供する役務の性質に応じ、あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。）の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（<u>当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。</u>） ロ (略) 十三 (略) 2 (略)	(本人確認の対象から除かれる取引) 第六条 (同上) 一～十一 (略) 十二 (同上) イ 提供する役務の性質に応じ、次に掲げるいずれかの条項を含む契約の締結 (1) あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。(2)において同じ。)の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨の条項 (2) <u>現金を内容とする郵便物又は法第二十六条第一項に規定する特定事業者から送付された郵便物（表面の記載その他外観から預貯金通帳又は預貯金の引出用のカードを内容とするものでないことが明らかなものを除く。）</u>に関しては受取をしない旨の条項 ロ (略) 十三 (略) 2 (略)

削除

○施行日：平成21年5月1日

3. 「あて先に特定事業者（郵便物受取サービス業者）であることが容易に判別できる商号その他の文言」に該当すると考えられる例

「郵便物受取代行サービス業者 △△△△ 経由 引渡先 ◇◇◇◇様」

「郵便物受取サービス業者 △△△△ 経由 引渡先 ◇◇◇◇様」

「私設私書箱サービス提供業者 △△△△ 経由 引渡先 ◇◇◇◇様」

（注1）△△△△：商号など（商号がある場合には商号（株式会社の場合「株式会社×××」）を記載し、それ以外の場合は、事業者が営業上自己を表すために継続的に用いている名称を記載する。）

（注2）◇◇◇◇：顧客名

4. 「あて先に特定事業者（郵便物受取サービス業者）であることが容易に判別できる商号その他の文言」に該当しないと考えられる例

「私設私書箱☆☆号 ◇◇◇◇◇ 様」

「株式会社経済産業商事 ◇◇◇◇◇ 様」

（注）☆☆：数字 ◇◇◇◇◇：顧客名

（理由）容易に郵便物受取サービス業者であることが判明しない商号などだけでは、郵便物受取サービス業者であることが明らかでないため。

5. その他

- 特定事業者（郵便物受取サービス業者）の要件（参考）

- ①自己の居所・事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾
- ②当該顧客あての郵便物を（代行で）受け取る
- ③受け取った郵便物を当該顧客に引き渡す

以上3つ全ての要件を満たすサービスを提供する事業者を特定事業者として定義。

- 改正後に郵便物受取サービス業者がとるべき対応

平成21年5月1日以降に、新たな郵便物受取サービス契約を締結する場合や、既存顧客との契約終了に伴い契約の更新手続きを行う場合には、法に基づく本人確認義務が発生。

（あて先に特定事業者（郵便物受取サービス業者）であることが容易に判別できる商号等の記載がない郵便物は受け取らない旨が契約書に明記されている契約を除く。）